

公立大学法人大阪教職員扶養手当規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 44

最近改正 令和 6. 12. 24 規程 257

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第16条の規定による扶養手当の支給について定めるものとする。

(届出)

第2条 約与規程第17条に定める届出は、所定の扶養手当（認定・取消）申請書を理事長に提出して行うものとする。

(認定)

第3条 理事長は、教職員から前条の届出を受けたときは、当該届出に係る扶養親族としようとする者（以下「被扶養者」という。）が給与規程第16条第2項に定める要件を備えているかどうか確かめて扶養親族の認定を行うものとする。

2 被扶養者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その者を扶養親族として認定しない。

- (1) 民間その他から扶養手当又はこれに相当する手当の支給を受けている者
- (2) 年額1,300,000円程度以上の所得がある者
- (3) 被扶養者が心身に著しい障害がある者である場合は、前2号によるほか、その障害の程度が終身労務に服することができない程度でない者

3 教職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その教職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定するものとする。

(添付書類)

第4条 扶養手当（認定・取消）申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 被扶養者が、給与規程第16条第2項各号に掲げる親族であることを証明する書類
- (2) 被扶養者が教職員と生計を一にし、かつ、主として教職員の収入により生計を維持していることを証明する書類
- (3) 被扶養者の所得額又は所得のないことを証明する書類
- (4) 被扶養者が心身に著しい障害がある者である場合は、その事実及びその事実の生じた日並びにその程度を証明する書類
- (5) 扶養親族たる要件を欠くに至ったときは、その事実及びその事実の生じた日を証明する書類
- (6) その他理事長が必要と認める書類

2 理事長は、必要がないと認めるときは、前項各号に規定する添付書類の全部又は一部の

提出を省略させることがある。

(事後の確認)

第5条 理事長は、必要があると認めるときは、現に扶養手当の支給を受けている教職員及びその扶養親族が給与規程第16条第1項及び第2項に定めるそれぞれの要件を備えているかどうか並びに扶養手当の支給額が適正かどうかについて確認するため、当該教職員に対し、扶養の状況等について報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることがある。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 府大承継教職員 平成31年3月31日に合併前の公立大学法人大阪府立大学に在職し、合併前の公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。

(2) 市大承継教職員 平成31年3月31日に合併前の公立大学法人大阪市立大学に在職し、合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。

(3) 府大区分教職員 この規程が適用される教職員で、中百舌鳥事業場、羽曳野事業場、りんくう事業場及び本部事業場で勤務するもの（前2号の教職員を除く。）をいう。

(4) 市大区分教職員 この規程が適用される教職員で、杉本地区事業場、阿倍野地区（医学部）事業場、阿倍野地区（医学部附属病院）事業場、阿倍野地区（MedCity21）事業場及び私市地区事業場で勤務するもの（第1号及び第2号の教職員を除く。）をいう。

(合併に伴う特例措置)

3 本則の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの期間においては、次の各号に掲げる教職員に対する扶養手当の支給は、当該各号に定めるところによる。

(1) 府大承継教職員及び府大区分教職員 （旧）公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程及び附属する規程等に定める内容を適用する。

(2) 市大承継教職員及び市大区分教職員 （旧）公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程及び附属する規程等に定める内容を適用する。

附 則（令和6.12.24 規程257）

この規程は、令和7年1月1日から施行する。